

船橋市津波避難計画（案） 概要版 ～計画の目的と避難対象地域～

■ 津波避難計画の目的 ■

この計画は、本市域へ影響がある津波が発生した場合、その直後から津波が収束するまでの間、もしくは地震発生による津波の恐れがないことが確認されるまでの間の災害時、及び平常時の市の役割や住民等の備えを記した、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

■ 本計画で目標とする基本的な考え ■

- 津波発生時は、直ぐに、可能な限り、内陸方向を目指すことを基本として、「あせらず、まよわず、まずは避難対象地域の外へ！」「そして更に遠くの高い場所へ！」避難することを行動目標とする。
- 避難が困難な方や避難の時間的余裕がない方に、垂直避難（建物の上階への避難）や津波一時避難施設への避難など、現実的な選択肢を含めた行動を促す。
- 身体・生命を守ることを第一に、市の責務である情報発信や周知広報、および関係機関との連携による避難誘導などの活動を示す。

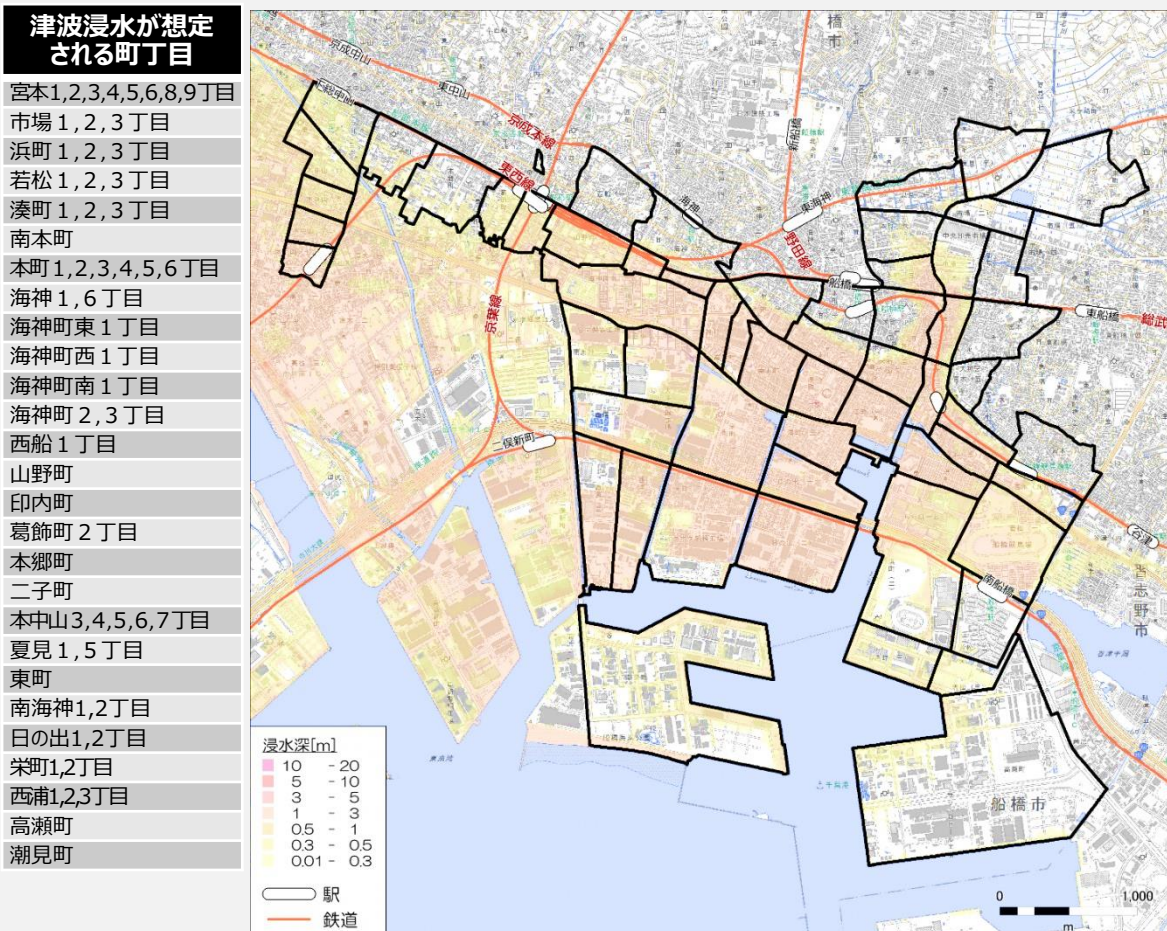
【参考】津波避難行動の概念図



■ 津波の想定、津波浸水想定区域 ■

本計画の想定とする千葉県「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定（以下、「千葉県津波浸水想定」という。）の区域は以下の通り。

※千葉県津波浸水想定は、複数の最大クラスの津波シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を採用している。

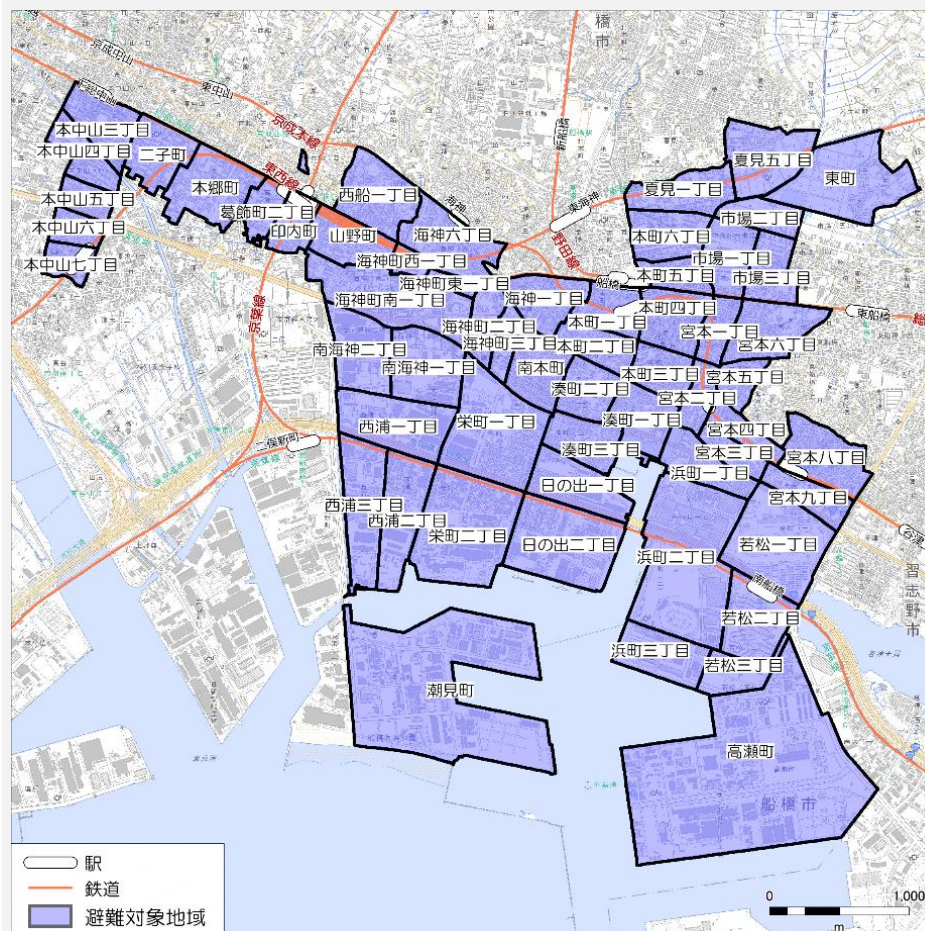


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 令元情複、第551号）

■ 津波避難対象地域と避難人口 ■

安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、千葉県津波浸水想定区域にかかる「町丁目」を避難対象地域として設定した。

【抽出条件】 ● 千葉県津波浸水想定区域



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 令元情複、第551号）

津波避難対象地域/避難人口

宮本1,2,3,4,5,6,8,9丁目	／15,591人
市場1,2,3丁目	／5,101人
浜町1,2,3丁目	／12,246人
若松1,2,3丁目	／6,191人
湊町1,2,3丁目	／7,645人
南本町	／3,248人
本町1,2,3,4,5,6丁目	／23,942人
海神1,6丁目	／5,792人
海神町東1丁目	／441人
海神町西1丁目	／669人
海神町南1丁目	／6,341人
海神町2,3丁目	／2,613人
西船1丁目	／2,972人
山野町	／2,769人
印内町	／1,838人
葛飾町2丁目	／1,974人
本郷町	／5,529人
二子町	／4,521人
本中山3,4,5,6,7丁目	／12,475人
夏見1,5丁目	／5,418人
東町	／1,551人
南海神1,2丁目	／1,303人
日の出1,2丁目	／4,267人
栄町1,2丁目	／6,263人
西浦1,2,3丁目	／2,171人
高瀬町	／8,930人
潮見町	／3,023人
計	154,824人

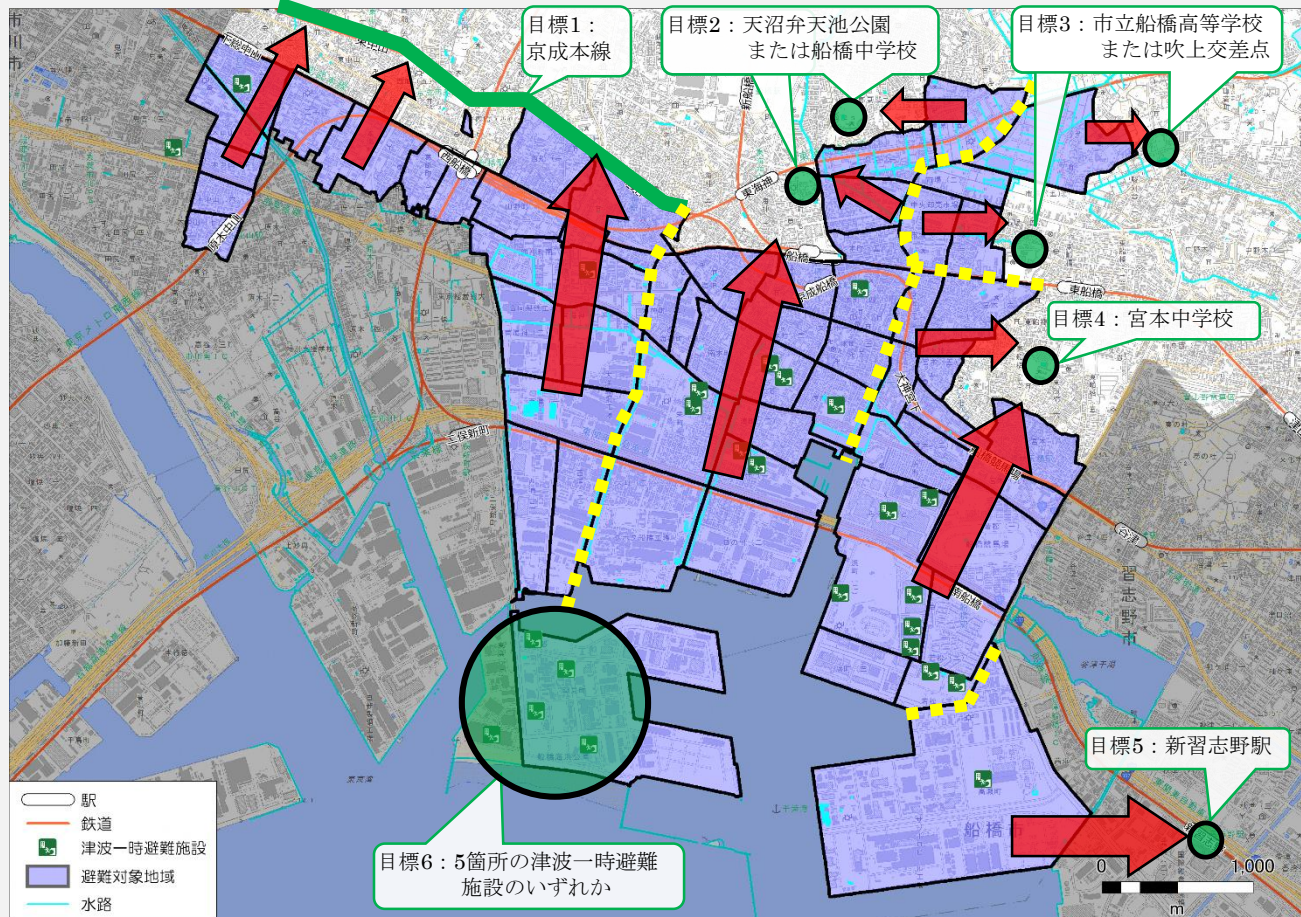
※最悪の事態を想定し、昼間と夜間の人口を比較し、多い方を避難人口として採用している。

船橋市津波避難計画（案） 概要版 ～避難目標と避難行動～

■ 避難目標・津波一時避難施設、避難路 ■

■ 避難目標

津波避難対象地域から、「あせらず、まよわず、まずは避難対象地域の外へ！」「そして更に遠くの高い場所へ！」へ避難する方向を示す代表的な目標となる6つの方面を設定する。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 令元情復、第551号）

番号	目安となる避難目標	対象地域
1	京成本線	海神川より西の地域
2	天沼弁天池公園または船橋中学校	海神川と海老川に挟まれた地域
3	市立船橋高等学校または吹上交差点	海老川より東、JR総武線より北の地域
4	宮本中学校	海老川より東、JR総武線より南の地域（高瀬町を除く）
5	新習志野駅	高瀬町
6	津波一時避難施設	潮見町

■ 避難路

津波一時避難施設または避難対象地域の外までの主要道路を中心に安全に避難できる道路を避難路として設定するもの。

■ 津波一時避難施設

避難の余裕が無いなど、命を守る行動のみを想定した緊急避難先であり、千葉県津波浸水想定区域内を中心として、25か所（うち公共施設12、民間施設13）を指定済み。また、引き続き津波避難対象地域付近で民間施設の指定も検討する。

■ 避難の方法 ■

■ 避難行動は遠くの高台を基本に現実的な方法を

- 警報発表の際は、徒歩により速やかに避難対象地域を越え、高台を目指すことを基本とする。
- 地域ごとの状況に応じた現実的な避難行動の選択肢を示す。
- 避難行動が困難な方や、強固な高層建物に居住する方は、建物内の上階に垂直避難、上層階に住む方は、周囲の状況や発災からの経過時間により自宅にとどまるなど、現実的な選択肢も示す。

■ 避難は徒歩を原則として車両を使わないことを基本とする

避難に自動車、オートバイ、自転車等の車両の利用は原則不可とし、歩行が困難な方等への限定利用を原則とし、要配慮者対策の避難に際しては他の災害における策定動向に合わせ、本計画へ取り込む。

■ 避難の誘導 ■

■ 地域住民等による避難対策

家族や町会・自治会、自主防災組織など、住民を主体とした避難行動を基本として、要配慮者等の避難に際しては、他の災害における動向に合わせ、今後、本計画へ取り込む。

■ 観光、海岸利用者、集客施設および、事業所の従業員等の避難対策

潮干狩りの観光客や商業施設群、遊戯施設等の利用者および工場等の多くの従業員が避難する際は大きな混乱が懸念されるため、施設外への避難とあわせて、施設内の高い場所への垂直避難も想定し、各施設管理者等には現実的で柔軟な避難行動の検討を促す。

■ 市による周知広報・避難誘導周知啓発の取り組みについて

情報発信は取りうる様々な手段により、時期を逃さず継続するものとし、関係機関と連携して効果的な周知広報を行う。また、災害時の周辺状況等から総合的に判断して、避難誘導等を行う。

■ 市による避難誘導にかかる整備

地域住民等をはじめ避難対象地域の方々に、具体的な避難行動の検討および津波浸水想定区域の周知啓発を図ることを目的として、「船橋市津波避難マップ（地区別）」（避難対象地域の代表的な避難路、避難目標、周辺の津波一時避難施設などを掲載）を別冊として作成した。また、避難対象地域や避難路、避難目標への誘導看板を設置し、平時からの認識を高め、災害時の速やかな避難に繋がるよう、整備をすすめていく。

■ 津波に対する教育・啓発、訓練の実施 ■

■ 教育・啓発

防災コンテンツを活かした周知広報を行うとともに、出前講座や避難対象地域の住民、事業者等を対象とした直接伝える機会を活用し、わかりやすく知識の普及、啓発に努め、自助、共助による自立した避難行動の醸成を図る取り組みを進めていく。

■ 訓練

市、および町会、自治会、自主防災組織、また、事業者、団体等は、円滑な避難と津波対策を検証し、地域により異なる課題の抽出と対策を反映するため、図上訓練や津波避難訓練などを継続して行うことを検討する。